

## 平成30年度第2回五所川原市総合教育会議 会議録

〈開催日時〉 平成31年2月15日（金）14:00～15:05

〈開催場所〉 五所川原市役所 2階 会議室2B・2C

〈議事日程〉

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 教育長あいさつ
- 4 協議
  - (1) 特別支援教育について
  - (2) いじめ防止等の取組について
- 5 閉会

〈出席者〉

市長	佐々木 孝 昌
教育長	長 尾 孝 紀
教育委員	丁 子 谷 悟
教育委員	木 村 吉 幸
教育委員	三 潟 洋 生
教育委員	奈 良 陽 子

〈説明のために出席した者の氏名〉

・教育委員会（事務局）

教育部長	小 林 耕 正
教育委員会事務局教育総務課長	川 浪 生 郎
教育委員会事務局指導課長	吉 田 英 人

・市長部局

総務部長	北 川 智 章
財政部長	櫛 引 和 雄

〈会議録作成者氏名〉

教育委員会事務局教育総務課課長補佐	古 川 憲
-------------------	-------

## ◎開会（14：00）

### ○小林耕正 教育部長

ただ今より、平成30年度第2回五所川原市総合教育会議を開会いたします。開会にあたり、佐々木市長より、ごあいさつをいただきます。

---

## ◎市長あいさつ

### ○佐々木孝昌 市長

本日は、お忙しい中、平成30年度第2回総合教育会議にご参集いただき、誠にありがとうございます。教育委員の皆様には、日頃より当市の教育行政の推進、また文化の振興にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

前回の総合教育会議では、私の市長就任後、最初の会議ということもあり、当市の教育施策の方向性などを協議案件として取り上げました。会議の中で、私自身の教育に対する思いを長尾教育長や教育委員の皆様にお伝えし、様々な意見を互いに交わすことで意識の共有が図られ、施策の実現に向けた検討を着実に進めることができたものと思っております。

本日の会議では、「特別支援教育」及び「いじめ防止等の取組」を案件としておりますが、市長部局と教育委員会の連携をさらに深め、当市の教育行政を的確に推進していくための有意義な場になりたいと考えておりますので、教育長はじめ委員の皆様からは、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。私からのあいさつといたします。

本日はよろしく願いいたします。

---

### ○小林耕正 教育部長

ありがとうございました。続きまして、長尾教育長より、ごあいさつをお願いいたします。

---

## ◎教育長あいさつ

### ○長尾孝紀 教育長

教育委員会を代表いたしまして、一言ご挨拶申し上げます。

現在各学校においては、今年度のまとめの時期であると同時に、来年度の教育目標や指導内容及び授業時数等を決める教育課程の編成に取り組んでいる最中です。そのためには、五所川原市教育委員会の「平成31年度の学校教育指導の方針と重点」を事前に示す必要があることから、1月の教育委員会の定例会において承認を受け、各学校には周知したところであります。方針の柱の1つであります「郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く児童生徒を育成する」ためには、直接の担い手である教職員一人一人が常に学び続ける意識を持つことが重要であることから、来年度も市教委主催の「教職員研修の充実」や「指導課による計画訪問及び要請訪問」、「小中連携を通じた学区教育研究会の充実」等に努めてまいります。

さて、今回の協議案件は、佐々木市長の挨拶の中にありました通り、「特別支援教育」及び「いじめ防止等の取組」についてです。この2つの案件は、いずれも五所川原市は勿論、県内

の自治体及び教育界全体の喫緊の課題であると共に、地域・保護者と一緒に取り組んでいかなければならない問題でもあります。この後、当市のそれぞれの現状及び取組等について説明がありますので、市長部局と共通認識を持って取り組むための良い機会と捉えておりますので、宜しくお願いします。

---

○小林耕正 教育部長

ありがとうございました。

本会議は1時間を目処と考えておりますので、よろしく申し上げます。

これより会議の進行は、議長である佐々木市長にお願いいたします。

---

◎会議録署名者の指名

○佐々木孝昌 市長

次第に従って会議を進めて参りますので、ご協力をお願いいたします。

まずは会議録の署名者について、五所川原市総合教育会議の運営に関する要綱の第8条第2項に従い、私から2名を指名いたします。教育委員会からは長尾教育長を指名いたします。なお、市長部局からは私のみですので、長尾教育長と私の2名が署名することといたします。

---

◎協議 案件1 「特別支援教育について」

○佐々木孝昌 市長

次第の4、協議に入ります。

案件1「特別支援教育について」を議題といたします。協議にあたり学校での「特別支援教育」の現状について説明を求めます。

---

○吉田英人 指導課長

それでは、当市における特別支援教育に関わる現状について、ご説明いたします。

始めに、特別支援教育に係るこれまでの動向についてですが、平成18年の国連総会における「障害者の権利に関する条約」の採択を受け、平成23年に「障害者基本法」の改正、翌年には中央教育審議会からの提言がありました。これらを踏まえて、平成25年に「学校教育法施行令」の一部改正がなされ、障害のある子供を含めた、就学先を決定する仕組みが改正されました。また、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、障害の有無に関係なく、互いに尊重し合う共生社会の実現に向け、教育界においてもインクルーシブ教育システムの構築が求められるようになりました。本市においても、平成28年にそれまでの「就学指導委員会」から「教育支援委員会」に名称変更し、障害を持つ子供へ早期から一貫した支援に資するよう努めてまいりました。

次に、就学指導の現状であります。特別支援学級に在籍する児童生徒の数は年々増えており、来年度は92人となることを見込まれております。また、特別支援学級には在籍していない、いわゆる「通常学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒」についても、青森県

教育委員会が平成15年に独立行政法人国立特殊教育総合研究所と共同で調査した際には、県内小・中学校において通常学級に在籍する児童生徒の約3%であった割合が、現在では、あくまでも学校訪問等をとおしての状況把握ですが、年々、増加傾向にあることがうかがえます。さらに、就学指導に係る調査票の提出数も、平成28年度の34件から昨年度は46件、今年度は1月末現在で51件と年々増加傾向にあり、今後ますます特別支援教育の重要性が高まっていくものと考えられます。

中でも、「特別な教育的支援が必要な児童生徒」については、いわゆる発達障害の子供たちが多くを占めるわけですが、障害の特徴の一つである「こだわりの強さ」などが影響し、自分の感情を抑えきれなくなって突発的に暴力をふるってしまったり、奇声を発して授業を妨害してしまったり、教室や学校から飛び出してしまうといった行動が数多くみられ、いわゆる生徒指導上の問題行動とカウントできない問題行動として、その対応については多くの学校で苦慮しており、喫緊の課題となっております。

以上で、指導課からの情報提供を終わります。

---

### ○川浪生郎 教育総務課長

特別支援教育に対する当市の取組について、ご説明いたします。

先ほどの指導課長からの説明にもありましたが、特別支援教室に在籍する見込みの児童生徒数は92名ですが、その内訳は小学校で74名、中学校で18名となっております。各学校では障害種別ごとに8名を定員としてクラスが分かれており、各クラスに担任となる県費負担教職員の先生が配属される予定となっております。そのほか、当市が任用する非常勤職員であります25名の学校教育支援員が配属される予定となっております。学校教育支援員は特別支援教室や通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒のサポートにあたることとなります。

それから学校現場での取組としまして、児童生徒に対して個別の教育支援計画や指導計画に基づき、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した支援を障害のない児童生徒との交流や共同学習等が実施されております。また、障害の種類や程度に応じた教材や備品についてもその都度整備しており、教室に仕切りを設置したり、廊下に手すりを取り付けるなどのハード面での整備も行っております。

そのほか教育支援委員会の設置・運営、各種研修会の実施やいわゆるグレーゾーンの子供と保護者の居場所づくりや発達障害に関する学習会の開催を目的とした、「ハートネットを作ろう、ちょっと気になる子」への支援事業などソフト面での事業も実施しております。

当委員会といたしましては、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを的確に把握すると同時に、庁内で立ち上げております、パステルゾーンにある子供の発達支援に関する連絡会議を通じて、福祉部や民生部などの庁内関係部署や関係機関との情報共有を図り、連携しながら適切な指導・支援につなげてまいりたいと考えております。

私の方からは以上でございます。

---

### ○佐々木孝昌 市長

ありがとうございました。ただ今、特別支援教育の現状とその取組について説明がありましたが、小学校10校、中学校6校とほぼ全校にわたって特別支援教室が存在することがわかり

ました。そして学校現場での取組については、国の施策として共生社会の実現のためには、子供たちが共に教育を受ける環境を作ることとされておりますが、教育現場ではいろいろと苦慮されていることと思っております。

教育長並びに教育委員の皆様方には、これらの現状や取組等についてご意見などがございましたら伺いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### ○丁子谷悟 教育委員

私たちが学校訪問を行い、教育現場を直接目にすることもありますが、各学校には特別支援学級のほか、通常学級に在籍する特別な支援を要する子供に寄り添った教育をするために、学校教育支援員が配置されています。先ほど事務局より25名の支援員が配置されているとありましたが、さらにきめ細かい支援を実施するのであれば、増員して複数配置も検討していくことも必要であると思っております。

それから医師の診断により障害の認定がされた子供の保護者であれば理解していると思っておりますが、少子化が進んでいるのに発達障害の疑いのある子供が増加し、その割合が増えているという現状を認識していただきたいと思っております。ですから、支援員の配置について検討していく上で、各学校が置かれているさまざまな状況を総合的に判断し対応していくことが、これからの課題となっていくと考えております。

---

#### ○三瀧洋生 教育委員

先生方が苦勞されていることは、医師の診断により障害があると認定されて子供たちではなく、医師の診断を受けていないが特別な支援を要する子供たちへの対応ではないかと思っております。先生方も専門的な知識を有する方ばかりではないので、その対応に苦慮されていることは学校訪問した際にも感じておりました。現在の学校現場ではインクルーシブ教育を取り入れており、障害のある子供が他の子供と平等に教育を受けるようになっておりますが、対応しきれておらず課題があると思っております。

---

#### ○奈良陽子 教育委員

就学前の保護者は、発達障害について非常に敏感になっており、公民館で実施している「ハートネットを作ろう、ちょっと気になる子」の事業において保護者の相談を受けた際には、必要であれば市役所や学校といった関係機関に繋げるようにしているので、保護者にとっては非常に心強い体制が取られております。こうした取組はこれからも続けていただきたいと思っております。それから、実際に学校現場にいと、授業中に抜け出したり、じゃまをしたりする子供たちも多く、先生方や支援員の方が苦勞している場面を目の当たりにすることがあります。こうした場合には校長先生や教頭先生、事務の先生までも含め学校全体で対応していくことが大切でありますので、大人の目が少しでも多く届くよう検討していただきたいと思っております。

---

## ○木村吉幸 教育委員

教育支援委員会において認定された子供たちはいいのですが、一般の教室にいる認定されていない子供たちへの支援が追いついておらず難しい問題となっております。それから保護者の中には障害があると認めることに対して恥ずかしいと思っている方もいて、ハートネット等への相談機関へも行かず普通学級に入れていることもあり、先生方は苦勞していると思います。このようなケースが増えていくと支援員を増員するだけでは解決にならないので、対処できるのか危惧しております。

---

## ○長尾孝紀 教育長

特別支援教育に関しては、2つの大きな問題について考えていかなければなりません。その1つは保護者の理解であり、これがないと特別支援教育は成り立ちません。特別支援委員会において判定を受けたとしても、特別支援学級や特別支援学校へ行くかどうかは保護者に決定権がございます。そのため他の子供たちと交流させることが自分の子供にとって勉強になるため通常学級に通わせたいと考える保護者が希望すれば、通常学級に入ることができます。ただ、中には授業を抜け出したりする子供がいることもあり、その対応に追われ授業が成り立たなくなることも現実としてございます。

それからもう1つの問題は、保護者は法律や制度などについて熱心に勉強し情報収集を行っているため、学校に対する要求が高くなってきているのに対し、先生方が特別支援教育に対する理解が不足している場合があるということです。そのため子供たちの学校生活や授業を充実させるためにも1人の先生で対応するのではなく、学校全体で取り組むという姿勢が重要になってきます。学校によっては、特別支援学級に複数の学年の子供が在籍する場合もあり、そのため先生方は複数学年の指導ができるよう準備しておかなければなりません。その上、授業の抜け出しなどがあれば、その対応もしなければならず、負担は相当大きいものになりますので学校全体で考えなければならない問題であります。

こうした2つの問題はありますが、結局、子供の将来のために何をすべきかを学校と保護者が一緒になって考え、取り組んでいくことが重要であると思っております。また、特別支援学級に在籍する子供については、小中学校9年間の指導計画を学校が作成することになっておりますし、義務教育終了後も福祉部等の関係機関が関わり、高校卒業までの教育支援計画を作成するなど、教育の視点から対応することができます。しかし、特別支援学級に入っていないと、こうした支援を受けることができません。ですから保護者に対し制度への理解を得られるよう働きかけていく必要がありますので、学校を含め教育委員会全体として取り組んでいきたいと考えております。

---

## ○佐々木孝昌 市長

子供が減ってきているのに対し、特別な支援を要する子供が増えてきているという実態が理解できました。以前であれば、おじいちゃんやおばあちゃんが子供の病気や障害ことについて適切なアドバイスをしてくれたものですが、核家族化が進む現在では、若い親世代を導いてくれる人も少なくなり、そのため子供の障害を隠してしまう傾向にあると思います。ですから親に対して子供の将来のためにどういう選択をするべきか、理解を求めていくことが非常に重要

であります。そして1学級に何人も支援を要する子供がいて、場合によっては先生1人で対応しなければならない学校の現状をしっかりと理解してもらい、その上で子供にとってどのような教育環境を与えることが適切なかを保護者としてしっかりとコミュニケーションを図り、進めていく必要があると思います。

---

#### ○長尾孝紀 教育長

市長が仰るとおり、学校の現状を見てもらい、自分の子供がどのように学校生活を送っているのかを理解してもらうことは重要だと思います。ですから、学校長がリーダーシップを発揮して情報発信し、保護者とのコミュニケーションを図っていかねばならないと考えております

---

#### ○佐々木孝昌 市長

特別支援教育については、教育委員会と連携し理解を深めながら対応していかなければならないと思っております。市長部局においても、来年度、子供を支援する専門部署が設立されますので、この問題についても相互にしっかりと連携し、推進して参りますのでよろしくお願いたします。

---

#### ◎協議 案件2 「いじめ防止の取組について」

##### ○佐々木孝昌 市長

次に、案件2、「いじめ防止の取組について」を議題といたします。

協議する上で、いじめについての現状と当市の取り組み状況について説明を求めます。

---

#### ○吉田英人 指導課長

それでは、当市におけるいじめの現状も含めて、これまでの取組等について、資料に沿ってご説明いたします。

平成25年2月に、教育再生実行会議において「社会総がかりでいじめに対峙していくための法律の制定が必要」との第1次提言が出されたことを受け、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」が成立、10月には「基本的な方針」が策定されました。このことを受け、県では平成26年3月に「基本方針」を策定し、本市においても、平成27年3月に「五所川原市いじめ防止基本方針」を策定するとともに、各小中学校にも「学校いじめ防止基本方針」を策定していただきました。その後、平成29年3月に、「国の方針」の改定とともに「重大事態の調査に関するガイドライン」が策定、10月には「県の基本方針」が改定され、本市においても昨年3月に「市の基本方針」を改定したところです。主な変更点としましては、「いじめ及びその解消の定義」「家庭・地域社会及び関係機関等における取組」「重大事態への対処」があげられ、各小中学校の「学校いじめ防止基本方針」と合わせて、五所川原市のホームページで公開しているところです。

この、いじめの定義については、平成17年度までは「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされておりましたが、平成18年度からは見直しが図られ、これまでの「自分より弱い者」とか「一方的に」とか「継続的に」「深刻な」といった表現が削除されました。その後、平成25年のいじめ防止対策推進法では、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとするとなり、いじめをより広く捉えていくこととなりました。また、いじめの解消につきましては、「いじめに係る行為が3ヶ月以上、止んでいること」、「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の二つの要件を満たすこと、と定義されております。

このように、「いじめの定義」が広義となったことや、各校においてアンケート調査等による積極的な認知に取り組んでいただいたことなどから、本市における「いじめ」による指導数及び認知件数は、数値としては大幅に増加している現状にあります。

しかし、このことは逆に捉えると、陰に隠れがちな「いじめ」を、その被害者等が積極的に訴えることができている環境にあることがうかがえますし、早期発見が早期対応・早期解決につながっているものと思われます。ちなみに、児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数ですが、本市では、平成27年度の16.2人から年々増加し、今年度は12月までの集計で77.1人となっております。また、グラフには平成28年度の東北6県の状況と、全国で最も多かった京都府と宮崎県、逆に最も少なかった香川県と佐賀県の状況も示しております。これをみますと、本市の認知の状況は、県と同様に全国並みといったところです。

最後に、「いじめの重大事態」についてご説明いたします。重大事態とは、いじめにより、「児童生徒が自殺を図った場合や身体に重大な傷害を負った場合など、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある時」や、「年間30日を目安とした相当の期間学校を欠席したり、一定期間、連続して欠席することを余儀なくされている疑いがある時」とされており、「児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立があったときは、重大事態が生じたものとして報告・調査に当たる」となっております。また、重大事態が発生した際には、学校は教育委員会への報告、教育委員会は市長への報告が義務づけられております。具体的な対応の流れのつきましては、「いじめ重大事態対応フロー図」をご覧ください。

指導課では、「いじめのない社会啓発ポスターコンクール」を開催し、優秀賞に輝いた作品によるカレンダーを作成・配布するとともに、「青少年健全育成フォーラム」を開催し、地域を巻き込んだ啓発活動に取り組んでまいりました。さらに、未然防止の観点から、市内全ての小中学校において児童生徒が主体となった取組の推進を図り、明日の「青少年健全育成フォーラム」においては、代表として五所川原第一中学校の生徒さんに、その取組内容を発表していただくこととしております。いじめの問題につきましては、「根絶」を目指しつつも、「いつでも」「どこの学校にでも起こり得る」との認識に立ち、常に危機意識を持って学校とともに対応に当たっていきたいと考えております。

以上で、指導課からの情報提供を終わります。

---

## ○佐々木孝昌 市長

いじめ根絶を目指しつつも、無くならないものであるという前提の下に対応していかなけれ

ばならない問題であると思っておりますし、病気と同様に早期発見・早期対応が鍵になってきます。そしていじめの定義が狭義から広義になったことで、認知件数は増加しておりますが、重大事件に繋がるものを未然に防止しているという効果もあると思います。

こうした現状や取組等についてご意見などがございましたら伺いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### ○丁子谷悟 教育委員

いじめについては、テレビや新聞に重大事件として取り上げられているケースもありますが、こうした認知件数を見ますと、いかに対応するかが大事であると思います。そのため地域で協議会を開き対策を講じる必要がありますが、教育委員会と学校の連携は取れている反面、警察や児童相談所といった機関との連携はまだ弱いものと思いますので、関係機関が連携して協力体制を強化しておく必要があります。いじめが重大化する前に児童相談所等と連携したり、家庭環境に問題がある可能性がある場合には警察OBや、児童福祉司、社会福祉士等を市に配置するなどし、複数の人が関与し対応すべきだと思います。さらにいじめには育児放棄や児童虐待の問題も隠れている場合もありますので、こうしたいろいろな問題に発展しないように、また解決していけるように、対応できる体制づくりが必要であると思います。

---

#### ○三瀧洋生 教育委員

私には義務教育を受けている子供が3人おりますが、いじめ問題についてはまだまだ関わっていくものと考えております。日頃周りからいじめの相談を受けることもあり感じたことは、いじめの現場での初期対応が非常に重要であるということです。最初の対応を誤ると、後々まで心に傷を負うことがありますので、いじめの発生した原因と対策については、専門的知識を有する方も含め複数の目で見えて判断し、慎重に対応することが重要であると最近感じております。

---

#### ○奈良陽子 教育委員

学校では、いじめアンケートや教育相談などを行い、いじめの有無について学級担任が直接子供たちの声を聞く機会があり、これはとても大事であると思います。また、いじめについては学校だけではなく、PTAや町内など地域の方を巻き込んで全体的に子供を見守る取組ができれば、変わってくるのではないかと思います。

---

#### ○木村吉幸 教育委員

いじめの認知件数を見ると多いように思いますが、小さいうちに発見し、いじめとして認識し解決しようとしたからこそ出てきた数字ではないかと思っています。それから、小さいうちに対処できる場合はいいのですが、保護者が絡んでくると各々の主張が強くなり、問題が複雑化してしまう場合もあります。ですから初動で適切な対応をし、学校内で解決することが大切でありますと思います。

---

## ○長尾孝紀 教育長

学校は、子供たちからはもちろんのこと、保護者や地域から信頼されることが大きな目標ですが、いじめへの不適切な対応が原因で信頼されなくなるケースがあります。今回の認知件数が多くなった理由として、アンケートに対して子供からの情報発信により判明したケースが多く、アンケートが効果的に活用されていると感じております。またいじめに関わらず、各学期毎に担任は子供たちと面談を行っておりますが、これは信頼関係の下の成り立つものでありますので、学級経営、学校経営の根幹に関わってきます。この面談の中でいじめに関する相談のケースが増えてきていることは、信頼関係が良くなっている傾向ではないかと考えております。

それから、いじめが発生した場合には、子供・保護者それぞれに事情説明しなければなりません。双方の保護者を同席させての対応は絶対避けなければなりません。そうしないと子供だけの問題ではなく保護者を巻き込み複雑化してしまい、收拾がつかない事態になる恐れがありますので、初期の段階で子供たちと真剣に向き合い、学校内で解決するよう努める必要があります。また、小規模校の小学校では、そのまま中学校へ進学することになり、子供も保護者も9年間同じ人間関係の中で学校生活を送ることになりますので、関係改善に向けては特に早期対応が重要になります。その他、最近のいじめケースで問題になってくるのが、スマートフォン等を使い学校では把握しにくい所で行われる事案であります。これは主に中学校で起こる事だと思っていたのですが、実は小学校から続いていたという事もあるそうなので、学校側での対応がますます難しくなっております。

いじめについてはいろいろと難しい問題もありますが、結局は先生と子供たちの信頼関係、バックアップする学校体制づくりが一番重要であると考えております。ですから以前であれば生徒指導の先生や教頭だけが対応する体制でも良かったかも知れませんが、今は校長が率先して関わり、リーダーシップを発揮していじめ解決に向けた取組をしていかなければならないと感じておりますので、このことは機会あるごとに伝えていきたいと思っております。

---

## ○佐々木孝昌 市長

いじめについては、以前より陰湿になっているように感じますし、無くならないものであると思います。そのためこの問題にいかに対応するか、つまり問題が表面化してからの対応ではなく、芽を早く摘むために、先生方が何かしらの情報を得たらすぐに行動を起こすことが重要になってきます。教育現場で起こった問題は教育現場で早期に対処することで、物事が大きくならず解決に導くことができると思いますし、それができるのは校長であり、その責務もあると思います。ですからいろいろな情報が早期に校長へ集約し、その情報を下に担当の先生とともに問題に当たり、それでも対処しきれなかった時は速やかに教育委員会へ相談し、一体となって対処する体制を取ってもらいたいと思います。さらに教育委員会には現場の先生方に問題解決に向けたアドバイスやノウハウを知識として提供していただきたいと思っております

### ○長尾孝紀 教育長

教育委員会では、指導課が主催し教職員研修等を実施しておりますが、青森県においてもさまざまな研修を実施しております。そして、各学校内においても研修を受ける機会がありますので、学んだことを学校内で情報共有するようお願いしてきました。さらに各中学校学区毎に小中学校の先生で構成する学区研究会を開催し、いじめや生徒指導等の課題について情報共有し共同で解決に向けた取組をしております。さまざま研修等を通して先生方の意識を高めることは教育委員会の仕事でもありますので、今後も頑張っていきたいと思っております。

---

### ○佐々木孝昌 市長

ただ今教育長が仰ったことは、市長部局としてもお願いしたいと思います。いじめについては市長部局と教育委員会が意識を共有し、何か発生した際はもちろんのこと、問題が発生する前であっても早めに情報を共有し、いじめに対する施策を推進していきたいと考えておりますので、今後とも皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

以上で、本日予定しておりました2つの案件について、終了いたしましたので、事務局へお返しいたします。

---

### ○小林耕正 教育部長

以上をもって平成30年度第2回五所川原市総合教育会議を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。

### ◎開会（16：05）

〈署名〉

五所川原市総合教育会議の運営に関する要綱第8条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 31 年 2 月 15 日

五 所 川 原 市 長

佐々木 孝 昌

五所川原市教育委員会教育長

長 尾 孝 紀